

社会福祉法人 のじぎく福祉会  
訪問介護ステーション 津名やすらぎの里  
(指定訪問介護事業)

# 運 営 規 程

2024年3月1日 施行

# 訪問介護ステーション 津名やすらぎの里

## 指定訪問介護事業 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人のじぎく福祉会が開設する、訪問介護ステーション津名やすらぎの里（以下「津名やすらぎの里」という。）が行う訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、津名やすらぎの里の訪問介護の従事者（以下「訪問介護従業者」という。）は、利用者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護、生活援助等その他の生活全般にわたる援助を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 津名やすらぎの里の訪問介護従業者は、利用者の主体性を尊重し、日常生活動作の機能維持を図り、また、生活の質の向上や余暇活動の援助等にも配慮し、利用者が少しでも快適な生活を過ごせるよう緊急時の対応にも万全を期するものとします。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問介護ステーション 津名やすらぎの里
- (2) 所在地 淡路市大町下 65-1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 津名やすらぎの里に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤、兼任）  
ケアハウス津名やすらぎの里と訪問介護従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上（常勤、専任）
  - ・訪問介護計画（訪問型サービス個別計画）等の作成等を行い、利用の申し込みに係る調整をすること。
  - ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス

担当者会議等への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。

- ・訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員（ホームヘルパー） 2.5名以上

利用者の自宅での入浴、排泄、食事等の身体に関する介助及び食事調理、洗濯、掃除、買物等の生活に関する援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 津名やすらぎの里の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。  
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分まで
- (3) 上記の営業日・営業時間の他は、利用者の要請に基づき、営業日・営業時間の相談を受け付けるものとする。

(指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割の額とする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護
- (3) 生活援助

2 次条の通常の実施区域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その区域を超えた時点から実費を徴収する。なお、交通費は次の額を徴収する。

片道路程 5km未満	100円
5km以上 10km未満	200円
以降 5km未満越える毎に	100円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施区域)

第7条 通常の事業の実施区域は、淡路市、洲本市、南あわじ市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 利用者は訪問介護を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

## 1 入浴サービスの利用

- (1) 感染性の疾患をもつ利用者は医師の診断を必要とする。
- (2) 心臓病、高血圧、糖尿病等の疾患をもつ利用者は予め津名やすらぎの里に申し出る。

## 2 生活援助（食事調理）

心臓病、高血圧、糖尿病等の疾患をもつ利用者は予め津名やすらぎの里に申し出る。

### （身分を証する書類の携行）

第9条 訪問介護員は身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示しなければならない。

### （緊急時等における対処方法）

第10条 訪問介護従業者は利用者に対する指定訪問介護の提供中に、利用者の病状に急変、その他急事態が生じたときは、主治医、市町村、当該利用者の家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

### （苦情処理）

第11条 津名やすらぎの里は、提供した訪問介護に係る利用者からの苦情に対し迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

### （個人情報の保護）

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報保護法及び厚生労働省ガイドライン」を遵守し適正な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従事者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。
- 4 事業所は従事者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨の雇用契約を締結する。

### （虐待防止に関する事項）

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催
- (2) 虐待の防止に関する責任者の設置

- (3) 虐待の防止のための指針の整備
  - (4) 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
  - (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (6) その他虐待の防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 14 条 訪問介護事業所は、訪問介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
  - (2) 業務内容、事務事項に関するオリエンテーリング
  - (3) 利用者の日常生活動作及び行動範囲を知る
  - (4) 利用者のケアプランの把握
- 2 事業所は、訪問型サービスに関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人のじぎく福祉社会とケアハウス津名やすらぎの里管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（介護サービスの利用中止、変更、追加）

第 15 条 契約者の都合による居宅介護計画（ケアプラン）の変更は可。

- 2 利用中止の場合は、利用日の前日までに津名やすらぎの里へ必ず連絡すること。  
利用中止の連絡がない場合は、取消料を徴収する。

（附則）

この規程は、平成 28 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日より施行する。